

VII 「家畜の輸送に関する指針（案）」への御意見の概要と、当該後意見への農林水産省の考え方及び指針での対応

御意見の概要	御意見への農林水産省の考え方及び指針での対応
【指針全般への御意見】	
<p>●指針の作成に際し考慮すべき事項に関する御意見</p> <p>持続可能な畜産の発展のために、アニマルウェルフェアについてはOIEコードと同水準を目指すだけでは不十分であり、EUと遜色のない水準のアニマルウェルフェアの基準を設けるべきである。</p>	<p>本指針は、国民のアニマルウェルフェアに関する関心の高まりに対応するとともに、畜産物の輸出拡大を図るため、我が国のアニマルウェルフェアの水準を国際基準であるOIEコードまで引き上げることを目指してお示しするものです。</p> <p>また、本指針は、法律に基づくものではないため、罰則を伴う「義務」を設定するものではありません。しかし、アニマルウェルフェアの国際基準であるOIEコードを遵守することは、畜産業及び関連事業にとって欠かせない基本的な事項であると考えています。本指針は、現場での努力や工夫により多くの事項が対応可能ですので、輸送事業者を含む全ての関係者の方々に改善のための取組をお願いします。</p>
<p>輸送中に全ての家畜が、一切のストレスや怪我等が無いように熱中症や餓死や家畜同士で闘争しないようしっかりと管理して輸送することを全て義務化し、違反者は厳罰にすべきである。</p>	<p>本指針は、法律に基づくものではないため、罰則を伴う「義務」を設定するものではありません。しかし、アニマルウェルフェアの国際基準であるOIEコードを遵守することは、畜産業及び関連事業にとって欠かせない基本的な事項であると考えています。本指針は、現場での努力や工夫により多くの事項が対応可能ですので、輸送事業者を含む全ての関係者の方々に改善のための取組をお願いします。</p>
<p>採卵鶏で問題が指摘されている廃鶏処理場への出荷の際の夜間放置や籠に詰め込まれている実態がこの指針で改善されるのか、読んでいてよく分からぬ。是非、実効性のある運用を求</p>	<p>食鳥処理場への鶏の計画的な出荷については、平成30年及び平成31年に、「食鳥処理場への鶏の計画的な出荷について」（平成30年3月26日付け29生畜第1114号畜産振興課長及び</p>

<p>める。</p>	<p>食肉鶏卵課長連名通知並びに平成31年2月22日付け30生畜第1496号畜産振興課長及び食肉鶏卵課長連名通知)を発出し、養鶏業者と食鳥処理業者が調整の上、関係法令に留意しつつ、計画的に出荷すべき旨、関係者等に対して指導してきたところです。</p>
<p>ブロイラーや廃鶏を食鳥処理場へ搬入する際、暑さを避け、夜間に移動すべきである。また、輸送コストを下げるため、籠を高く積み上げ搬送することは止めるべきである。夜中であっても下の段は熱がこもり暑熱で斃死する事例がある。更に、下の段の鶏は、上の段の糞にまみれ、処理場に到着する頃には大量の糞便に汚染されてしまう。(中小食鳥処理施設の会議でアニマルウェルフェアや食品衛生の面で問題となっていた。)改善策を国として考案願いたい。</p>	<p>また、御意見については、本指針において、「第1 家畜の輸送に関する基本事項」の「3 輸送にかかる時間」の【実施が推奨される事項】に、「家畜を輸送する際は、事前に輸送先と連絡をとり、積下ろしに要する時間と含む車両内等での待機時間が少なくなるよう、輸送開始時刻等を設定する。」</p> <p>「第4 輸送中の環境」の「1 気象環境」の【実施が推奨される事項】に、「家畜にとって暑すぎる場合、直射日光を防ぎ、扇風機等により送風する、細霧システムを導入する、涼しい夜間に輸送する等の暑熱対策を行い、可能な限り適温を維持する。駐停車する際は、駐停車時間を短くし、適切に換気が行われる環境下で直射日光を避け駐停車する。」</p> <p>「第3 輸送する家畜の管理方法」の「4 疾病・事故等の措置」の【実施が推奨される事項】に、「伝染性疾病的拡大を防止するため、輸送する家畜同士の接触、又は輸送する家畜の排せつ物との接触、さらに他の農場に由来する家畜との接触は、可能な限り少なくする。」</p> <p>とそれぞれ記述しているところです。</p>
<p>と畜場までの輸送距離等について、規制をせざるを得なくなった場合は、10年、20年の猶予期間を設けるべきである。</p>	<p>と畜場までの輸送に関し、アニマルウェルフェアを目的としたものは、現時点では、本指針以外のものは検討しておりません。ただし、本指針において、「第1 家畜の輸送に関する基本事項」の「3 輸送にかかる時間」の【実施が推奨される事項】に、「輸送にかかる総時間は最小限となるようにする。特</p>

	<p>に、コンテナや天井が低い複層式の車両等に家畜を収容する場合、内部を詳細に観察することが難しく、疾病や深刻な損傷の発見が遅れる場合があるため、輸送に要する時間を可能な限り短くする。」と記述しておりますので、当該記述を踏まえた対応をお願いします。</p>
<p>【指針の個別事項への御意見】</p>	
<p>第1 家畜の輸送に関する基本事項</p> <p>1 家畜の輸送に携わる者の責務</p>	<p>冒頭に、OIE コードに沿って、「動物を輸送する意志が決定されたら、輸送中の動物の福祉は最重要の考慮すべき事柄であり、関連する人々全員の連帶責任となる」を追記すべきである。</p>
	<p>輸送に関する OIE コード（OIE コード「第 7.3 章 動物の陸上運送」をいう。以下、特に説明のない場合において同じ。）には、「第 7.3.3 条 責任 ひとたび動物の輸送が決定されれば、旅程中の動物のウェルフェアは最優先事項であり、関わる者全員の連帶責任である。関わる者の個別の責任については、本条において、より詳細に記述される。」と記載されています。この記載を踏まえ、原案において既に、「家畜の所有者及び管理者だけでなく、輸送業者、車両の運転手や船舶の責任者等を含めた家畜の輸送に携わる者の全てが連携し、責任を持って家畜を輸送する必要がある。」と記述していることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。</p>
<p>OIE コードに沿って、「動物取扱者は、家畜の取扱いと移動に関して適切な訓練を受け、各々の責任に見合った経験と能力があり、また動物の行動パターンを知っており、実行すべき職務に必要な根本的な原則を理解していること」を追記すべきである。</p>	<p>輸送に関する OIE コードには、「第 7.3.2 条の 1 動物取扱者は、家畜の取扱い及び移動について経験が豊富で有能であり、動物の行動パターン及び自身の職務の遂行に必要な基本原則を理解する。」と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「家畜取扱責任者は、日頃から必要に応じて、獣医師等のアドバイスも受けながら、</p>

	<p>家畜の基本的な行動様式や移動する際の家畜の習性、家畜にとっての適切な環境、健康状態の判断方法、疾病の発生予防等に関する知識を習得し、本指針に記載されている事項について、その迅速な実践に必要な知識と能力及び職務権限を有し、適切な家畜の輸送と管理に責任を持つ。」に改めました。</p>
<p>OIE コードに沿って、「動物取扱者は思いやりのある動物の取扱いと世話をする責任がある」を追記すべきである。</p>	<p>輸送に関する OIE コードには、 「第 7.3.3 条の 3 動物取扱者は、動物の人道的な取扱い及び世話、とりわけ積込み及び積み下ろしの間の取扱い等並びに旅程の記録の維持管理に対し責任を負う。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「家畜のアニマルウェルフェアに配慮した輸送とそのための適切な対策が講じられるよう、家畜の輸送に携わる全ての者が家畜を丁寧に取り扱い快適な環境を確保することの重要性や必要性について知識を習得し、責任を果たすために必要な能力を有する。」に改めました。</p>
<p>【実施が推奨される事項】に、OIE コード第 7.3.4 条の 2 「能力を有する」ことについて追記すべきである。</p>	<p>輸送に関する OIE コードには、 「第 7.3.4 条の 2 動物取扱者の能力に関する評価は、少なくとも以下の分野における知識及び当該知識を適用できる能力に対して行う。 (以下略)」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「家畜取扱責任者は、日頃から必要に応じて、獣医師等のアドバイスも受けながら、家畜の基本的な行動様式や移動する際の家畜の習性、家畜にとっての適切な環境、健康状態の判断方法、疾病の発生予防等に関する知識を習得し、本指針に記載されている事項について、その迅速な実践に必要な知識と能力及び職務権限を有し、適切</p>
<p>推奨される事項について、知識を習得するとあるが、知識の習得だけでなく、実践されることを推奨事項に入れるべきである。 また、快適な環境の確保などの記述があるが、具体性を持たせる（給餌・給水量の明確化、収容スペースの定量化等々）べきである。</p>	

	<p>な家畜の輸送と管理に責任を持つ。」に改めました。</p> <p>また、御意見の「快適な環境の確保」等については、輸送に関する OIE コードにおいて具体的な数値が記載されていないことを踏まえ、定量化はしていませんが、検討に必要な具体的な内容は、「第 7 家畜の輸送に関するアニマルウェルフェアの測定指標」等において記述しました。</p> <p>例えば、飼料の給与量については、「第 7」の「6 家畜の種類ごとの特徴」において、「豚は、輸送中、乗り物酔いになりやすい。積込み前の断餌は乗り物酔いの防止に有効になり得る。」等と記述するとともに、「第 2 輸送の準備」の「2 輸送する家畜の状態確認及び事前準備等」の【実施が推奨される事項】に、「輸送中に給餌する飼料の内容や給餌及び給水方法が、通常の飼養管理と変わること、事前に馴致する。なお、畜種によっては、積込み前に短期間の絶食が必要な場合もあることに注意する。」と記述しており、各畜種別の指針において示した飼料の給与量に関する記述も参考に検討していただきたいと考えております。</p> <p>また、収容スペースについては、「第 4 輸送中の環境」の「3 収容スペース」の【実施が推奨される事項】に、「家畜の収容に必要なスペースの計算は、国内外の文献に記載されている数値を参考に行う。」との記述を追記し、「家畜の飼養管理等に関する技術的な指針に関するQ & A」において、参考文献等を紹介していますので、御参照下さい。</p>
家畜の生態やアニマルウェルフェアの習熟ができた者に資格を与えて家畜の輸送業務に従事させるべきである。	<p>輸送に関する OIE コードには、 「第 7.3.2 条の 1</p> <p>動物取扱者は、家畜の取扱い及び移動について経験が豊富で有能であり、動物の行動パターン及び自身の職務の遂行に必要な基本原則を理解する。」</p>

	<p>と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「家畜取扱責任者は、日頃から必要に応じて、獣医師等のアドバイスも受けながら、家畜の基本的な行動様式や移動する際の家畜の習性、家畜にとっての適切な環境、健康状態の判断方法、疾病の発生予防等に関する知識を習得し、本指針に記載されている事項について、その迅速な実践に必要な知識と能力及び職務権限を有し、適切な家畜の輸送と管理に責任を持つ。」に改めました。</p>
<p>輸送に携わる者に、家畜市場・と畜場で家畜の移動に關係する者が含まれることを明記すべきである。</p> <p>「家畜の輸送に携わる者の全て」との記述について、「責任を持った輸送」には家畜の飼養者や運転手だけでなく、家畜市場・と畜場の責任者が含まれることを明記すべきである。これらの施設にも家畜の積下ろし積込み、移動等にハンドリング技術の習得や、搬入口の滑り止め対策等の知識が必須である。</p> <p>「輸送管理者」には、飼養者、運転手、運航責任者だけでなく前述の施設の責任者も含めるべきである。</p>	<p>本指針において、「輸送中」とは、「家畜の積込みから、運搬、積下ろしまで」と定義しており、家畜市場で売買される際の家畜の積下ろし、係留、積込みも当然、本指針の対象に含まれます。このことから、「第1 家畜の輸送に関する基本事項」の「1 家畜の輸送に携わる者の責務」に輸送に携わる各者の責任を記述するとともに【実施が推奨される事項】に、「家畜の輸送に携わる全ての者が家畜を丁寧に取り扱い快適な環境を確保することの重要性や必要性について知識を習得し、責任を果たすために必要な能力を有する。」と記述しています。</p> <p>なお、と畜場及び食鳥処理場における管理については、別途OIEコード「第7.5章 動物のと畜」があり、その適用対象となっていることから、輸送に関するOIEコードの適用の対象外です。本指針は、輸送に関するOIEコードの適用範囲に倣っていることから、と畜場及び食鳥処理場における管理は対象としておりません。</p>
<h2>2 家畜への配慮</h2> <p>【実施が推奨される事項】に、OIEコードに沿って、「もし輸送の時間が、普段のその動物への給餌・給水間隔よりも長くなる場合には、輸送前に餌と水を与えること。」を追記すべきである</p>	<p>輸送に関するOIEコードには、 「第7.3.7条の1</p> <p>d) その動物の通常の給餌の間隔及び給水の間隔より旅程の期間が長い場合、輸送に際し予め餌及び水が提供される。特</p>

	<p>定の動物種に対する推奨事項は、第 7.3.12 条に詳細に記述される。」と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、「第3 輸送する家畜の管理方法」の「3 給餌・給水・休息」の【実施が推奨される事項】を、「通常の給餌や給水の間隔よりも長い時間輸送するなど、過度の空腹、口渴、疲労が予測される長時間の輸送の場合、輸送前に適切に給餌及び給水を行うとともに、休息を与えるようにする。」に改めました。</p>
<p>「輸送中、動物に新規の餌、もしくは給餌方法や給水方法が提供される予定の場合には、適切な適応期間を与えること。」を追記すべきである。</p>	<p>輸送に関する OIE コードには、 「第 7.3.7 条の 1 e) 旅途中に動物に新たな飼料、飼料の給与方法又は給水方法の提供がなされる時には、十分な順応のための期間が与えられる。」と記載されています。この記載を踏まえ、既に原案において、「第 2 輸送の準備」の「2 輸送する家畜の状態確認及び事前準備等」及び「第 3 輸送する家畜の管理方法」の「3 給餌・給水・休息」の【実施が推奨される事項】に、「輸送中に給餌する飼料の内容や給餌及び給水方法が、通常の飼養管理と変わった場合、事前に馴致する。」と記述しています。</p>
<p>【実施が推奨される事項】に、OIE コードに沿って、「休憩の頻度と休憩時に動物を積み下ろすかどうかは、輸送方法、輸送される動物の年齢と種、及び気象条件に応じて決定すること」を追記すべきである。</p>	<p>輸送に関する OIE コードには、 「第 7.3.5 条の 7 b) 旅途中は、動物は休憩場所で適切な頻度で休憩することが認められる。輸送方法、輸送される動物の年齢及び種類並びに気象条件が、休憩のための停車の頻度及び動物が積み下ろされるべきかを決定する。(以下略)」と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、「第 3 輸送する家畜の管理方法」の「3 給餌・給水・休息」の【実施が推奨される事項】を、「給餌、給水及び</p>

	<p>休息の必要性は、輸送する家畜の種類、年齢及び状態や輸送時間、天候等によって影響されるため、輸送行程計画を作成する際に、家畜が適切かつ必要な飼料及び水を利用できるよう、休息を与える回数や間隔を適切に設定する。」に改めました。</p>
<p>3 輸送にかかる時間</p> <p>「輸送先での待機時間が少なくなるよう、輸送開始時刻等を設定することが重要である」との記述について、輸送当日中にと殺できるだけの輸送量に制限し、輸送先で日をまたぐことが無いよう努めるべきである。</p> <p>食肉市場でトラックに積まれたままの牛や豚を見かける。身動きの取れない状態で夏は暑く、冬は寒く、雨風がしげない状況下で、食事や水が与えられない状態が続く個体もいると想像すると負担が大きく、アニマルウェルフェアの精神とはかけ離れている。</p>	<p>御意見を踏まえ、記述を追記することとし、「第1 家畜の輸送に関する基本事項」の「3 輸送にかかる時間」の【実施が推奨される事項】を、「輸送にかかる総時間は最小限となるようにする」及び「家畜を輸送する際は、事前に輸送先と連絡を取り、(中略) 車両内等での待機時間が少なくなるよう、輸送開始時刻等を設定する。」に改めるとともに、「第2 輸送の準備」の「1 輸送行程計画の作成」の【実施が推奨される事項】を、「輸送時の暑熱や寒冷、激しい揺れ等は家畜に与えるストレスが大きくなることから、輸送に知見のある者からの助言、輸送する家畜の年齢や天候等を考慮して輸送行程計画を作成する。」と改めました。</p> <p>さらに、「第3 輸送する家畜の管理方法」の「3 納餌・給水・休息」の【実施が推奨される事項】を、「過度の空腹、口渴、疲労が予測される長時間の輸送の場合、輸送前に適切に給餌・給水を行うとともに、休息を与えるようにする。(中略) 輸送中に給餌又は給水を行う場合、全ての家畜が畜種、年齢、健康状態、輸送時間、天候等に応じて必要な量を摂取できるようにし、(以下略)」に改めました。</p>
<p>第2 輸送の準備</p> <p>1 輸送行程計画の作成</p> <p>OIE コードに沿って、「運転手に関する規則（例えば、最大の連続運転時間など）も可能であればアニマルウェルフェアの考慮に入れるべきである」を追記すべきである。</p>	<p>輸送に関する OIE コードには、</p> <p>「第 7.3.5 条の 1</p> <p>c) 運転手に関する規則（例えば、最大運転時間）は、可能な</p>

	<p>限りアニマルウェルフェアを考慮する。」と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「連続最長輸送時間の設定には、第7の4に記載する指標を踏まえ、可能な限りアニマルウェルフェアを考慮する。」に改めました。</p>
<p>「輸送計画」の項目に、OIEコードに沿って、「横断する地形、道路の路面と質」を追記すべきである。</p>	<p>輸送に関するOIEコードには、 「第7.3.5条の3</p> <p>i) 使用される車両のタイプ、横断する地形、路面状況及び道路の質、運転者の技術及び家畜輸送の経験」と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「輸送行程計画は、輸送する畜種とその状態を踏まえた家畜の準備、輸送に必要となる書類、輸送ルート及び輸送の特徴（地形、路面状況等）、輸送距離や輸送に要する時間、輸送手段と家畜の収容スペース（車両、コンテナ及び船舶等に収容する家畜の頭羽数や家畜の密度）、輸送の際の天候の予想、輸送時の家畜の観察、給餌、給水及び休息の必要性とその方法を含む家畜の管理、家畜の積込み及び積下ろしの場所や予定期刻、防疫措置、緊急時の対応等を含む。」に改めました。</p>
<p>【実施が推奨される事項】に、OIEコードに沿って、「疲労を感じ始める見込み、特別な世話を必要性、怪我や病気のかかりやすさなども踏まえて輸送を計画する」を追記すべきである。</p>	<p>輸送に関するOIEコードには、 「第7.3.5条の3</p> <p>家畜の輸送の最長時間は以下の指標を踏まえて判断する：</p> <p>a) 輸送を予定している家畜の輸送に伴うストレスに対処する能力（例えば、幼齢、老齢、泌乳中又は妊娠中の家畜） b) 輸送を予定している家畜の過去の輸送に関する経験 c) 疲労の開始の見込み d) 特別な配慮の必要性</p>

	<p>e) 納入及び給水の必要性 f) 損傷及び疾病への感受性の増加 g) 空間的ゆとり、輸送車両の設計、道路状況、運転の質 h) 天候 i) 使用する輸送車両のタイプ、横断する地形、路面状況と道路の質、運転者の技術や家畜輸送の経験」と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】に、「連続最長輸送時間の設定には、第7の4の家畜を連続して輸送した場合、休憩をする長時間輸送に相当するかを判断するための指標を踏まえ、可能な限りアニマルウェルフェアに考慮する。」との記述を追記し、「第7 家畜の輸送に関するアニマルウェルフェアの測定指標」を新たに項目として立て、「4 家畜を連続して輸送した場合、休憩をする長時間輸送に相当するかを判断するための指標」において、第7.3.5条の3の記載を追記しました。</p>
--	--

<p>2 輸送する家畜の状態確認及び事前準備等</p> <p>「輸送が負担になる可能性がある」動物の種類に、OIEコードに沿って、「体が大きい、あるいは肥満した個体、興奮しやすい、あるいは攻撃的な動物、人間と接したことがほとんどない動物、乗り物酔いしやすい動物、高泌乳の牛、母牛と子牛、輸送の前に、ストレス要因にさらされたり、病原の媒介物と接触があつたりする履歴をもつ動物」を追記すべきである。</p>	<p>輸送に関するOIEコードには、 「第7.3.7条の3</p> <p>e) 特に輸送中の低いウェルフェアが損なうリスクを受け、輸送中に特別な条件(例えば、設備及び車両のデザイン、並びに旅程の長さ)を必要とし、及び追加的な注意を必要とする動物は以下を含む：</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 大きい又は肥満の家畜 ii) 非常に若齢又は老齢の家畜 iii) 興奮しやすい又は攻撃的な家畜 iv) 人に慣れていない家畜 v) 乗り物酔いしやすい家畜
<p>「妊娠後期の家畜」を、OIEコードに沿って、「授乳中の、あるいは妊娠している動物」に変更すべきである。</p>	

	<p>vi) 妊娠後期の家畜、授乳中の家畜又は母親とその子畜</p> <p>vii) 輸送前にストレスを受けた又は病原体への接触経験のある家畜</p> <p>viii) 除角などの外科的処置の傷が治癒していない家畜」と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、「輸送が過度な負担となると考えられる家畜や輸送が負担になる可能性がある家畜として第7の2に掲げる家畜に該当する場合、輸送の対象から外す、又は輸送中に特別な配慮を行うことが望ましい。」に改めた上で、「第7 家畜の輸送に関するアニマルウェルフェアの測定指標」を新たに項目として立て、「2 家畜の輸送適合性」の「(2) 輸送中に特別な配慮を行うことが望ましい家畜」において、第7.3.7条の3のe) の記載を追記しました。</p>
<p>【実施が推奨される事項】に、OIE コードに沿って、以下を追記すべきである。</p> <p>「輸送には不適合な動物には以下のものが考えられるが、これらに限定されることはない。</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 病気、怪我、衰弱、身体の障害、又は疲労のある動物 ii) 助けを借りずに立ち上がることができず、また四肢で体重を支えられない動物 iii) 両目とも見えなくなっている動物 iv) 苦痛を伴わずに動くことができない動物 v) へその緒が治癒していない新生児 vi) 積下ろしのときに妊娠期間の最後の 10%の段階に入る可能性のある子どもを宿した動物 vii) 輸送により、48 時間以内に生んだ子どもと離れてしまう母獸 viii) 予想される気象状況のために、福祉状態の悪い体の状態に 	<p>輸送に関する OIE コードには、 「第7.3.7条の3</p> <p>c) 輸送に適さない動物は以下を含むが、これに限定されない:</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 疾病、損傷、衰弱、身体的障害のある又は疲労している家畜 ii) 介助なしに立つことができず、各脚で体重を支えることができない家畜 iii) 両目が見えない家畜 iv) 動くことにより更なる痛み等が生じるため、動くことが困難な家畜 v) 脘帯が治癒していない新生子 vi) 計画している積下ろしの時点で、妊娠期間の最後の 1 割に入る妊娠後期の家畜

<p>なりそうな動物」</p>	<p>vii) 積込み前 48 時間以内に分娩し、子畜を同伴しない雌の家畜 viii) 輸送時に予想される天候条件により、アニマルウェルフェアの低下に陥ることが懸念される家畜」と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、「輸送が過度な負担となると考えられる家畜や輸送が負担になる可能性がある家畜として第 7 の 2 に掲げる家畜に該当する場合、輸送の対象から外す、又は輸送中に特別な配慮を行うことが望ましい。」に改めた上で、た「第 7 家畜の輸送に関するアニマルウェルフェアの測定指標」を新たに項目として立て、「2 家畜の輸送適合性」の「(1) 輸送を避けることが望ましい家畜」において、第 7.3.7 条の 3 の c) の記載を追記しました。</p>
<p>貨物の輸送では輸送途中の輸送者の責任を明確にするため輸送前の貨物車両等の確認（外装に破損汚れの有無）を実施すべきである。家畜の輸送も出荷前に獣医師が家畜の健康状態をチェックし証明書を発行すべきである。</p>	<p>輸送に関する OIE コードには、「第 7.3.7 条の 1 f) 輸送の前毎に、車両及びコンテナは完全に清掃し、もし必要な場合は、家畜衛生及び公衆衛生を目的として、当局が認可した方法を用いて扱われる。」と記載されています。この記載を踏まえ、原案において既に、「第 3 輸送する家畜の管理方法」の「5 清掃・消毒」の【実施が推奨される事項】に、「家畜にとって快適な環境を提供するため、また、輸送中の疾病、損傷等の発生予防の観点や、伝染性疾病等のまん延防止の観点からも、家畜の輸送に用いる車両、コンテナ及び船舶等の家畜と接触する部分等について、家畜の輸送前にあらかじめ疾病の伝搬を防止するために適した方法で家畜排せつ物等を除去する等、掃除、洗浄及び消毒をしっかりと行い、清潔に保つ。」と記述していることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。</p>

	<p>また、家畜の輸送に関する OIE コードには、 「第 7.3.7 条の 3</p> <p>a) 各動物は、獣医師又は動物取扱者によって、輸送への適合性を評価するため検査を受ける。もし、輸送への適合性が疑わしい場合は、獣医師による診断を受ける。」</p> <p>と記載されています。この記載を踏まえ、原案において既に、 【実施が奨励される事項】に、「家畜の所有者及び管理者等は、輸送前に全ての家畜について健康状態や損傷の有無等を確認するとともに、家畜の輸送への適合性に疑問がある場合、獣医師に相談し、必要に応じ獣医師による検査を受けさせ、過去の輸送の経験、馴致の内容、体調を考慮し、輸送前に休憩を与える必要があるか、輸送が過度な負担にならないかなど輸送の適否を判断する。」と記述していることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。</p>
<p>第 3 輸送する家畜の管理方法</p> <p>1 観察・記録</p> <p>【実施が推奨される事項】に、OIE コードに沿って、「停泊中は、動物が正しく収容された状態が続いていること、適度な餌と水があり、また物理的な環境が満足のいくものであるかを確認すること」を追記すべきである。</p>	<p>輸送に関する OIE コードには、 「第 7.3.9 条の 7</p> <p>c) 停車中は、動物は引き続き適切に収容され、適切な飼料及び水を摂取し、身体の状態が良好であることが確保される。」</p> <p>と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「駐停車中は、家畜は適切に収容され、適切に給餌及び給水がなされ、物理的状況が良好であることを確保する。観察は、家畜に健康悪化の兆候や損傷等の発生が見られないかを確認するとともに、換気が適切に行われているか、給餌又は給水の必要がないか等を確認する。」に改めました。</p>

<p>【実施が推奨される事項】に、0IE コードに沿って、「暑い天候および温暖な天候では、輸送中の停泊時間は最小にし、輸送車の駐車は日陰の下、適切な換気がなされた状態で行われること」を追記すべきである。</p>	<p>輸送に関する 0IE コードには、 「第 7.3.9 条の 3</p> <p>b) 暑熱及び温暖な天候時における車両又はコンテナの内部の環境は、車両の移動に伴って作り出される空気の流れにより制御可能である。温暖及び暑熱な天候時において、旅程の停止期間は最小限にされ、車両は、十分かつ適切な換気を施して日陰に停車される。」</p> <p>と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追加することとし、「第 4 輸送中の環境」の「1 気象環境」の【実施が推奨される事項】を、「家畜にとって暑すぎる場合、直射日光を防ぎ、扇風機等により送風する、細霧システムを導入する、涼しい夜間に輸送する等の暑熱対策を行い、可能な限り適温を維持する。駐停車する際は、駐停車時間を短くし、適切に換気が行われる環境下で直射日光を避け駐停車する。」に改めました。</p>
<p>「観察は、家畜に健康悪化の兆候や損傷等の発生が見られないかを確認するとともに、換気が適切に行われているか、給餌・給水の必要性がないか等を確認する」との記述について、0IE コードに沿って、「家きん類についても、枠箱内の全体的な状態を点検するように努めること。もし動物が枠箱や多層構造の輸送車に入れられており、点検のための自由なアクセスが出来ない場合には（例えば各層の天井が低すぎる、詰め込みすぎているなど）、動物を適切に点検することができず、深刻な怪我や病気に気付かないままになる可能性がある。このような環境では、短期間の輸送のみを許可すること」を追記すべきである。</p>	<p>輸送に関する 0IE コードには、 「第 7.3.5 条の 8</p> <p>b) 動物が、観察が自由にできない収容箱内や収容層の天井が低すぎる複層式の車両に収容される場合、動物は適切に検査されず、深刻な傷害又は疾病を検出できなくなり得る。これらの状況では、より短時間の輸送が許容され、最大期間は、動物種及び輸送条件における問題の発生率に従って変わる。」</p> <p>と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、「第 1 家畜の輸送に関する基本事項」の「3 輸送にかかる時間」の【実施が推奨される事項】を、「コンテナや天井が低い複層式の車両等に家畜を収容する場合、内部を詳細に観察することが難しく、疾病や深刻な損傷の発見が遅れる場合があるため、輸送に要する時間を可能な限り短くする。」に改</p>

<p>「健康状態の悪化や損傷等の発生の有無、換気の状態、温度・湿度、給餌・給水の回数や量、休憩の回数、輸送距離や時間等について記録する」との記述について、OIE コードに沿って、「死亡率、行った対応措置、気象状態、投薬した薬、機械の故障の記録」を追記すべきである。</p>	<p>めました。</p> <p>輸送に関する OIE コードには、 「第 7.3.6 条の 2）</p> <p>i) 旅程記録—罹病率及び死亡率、行われた対応、天候状況、 休息、輸送時間及び距離、飼料及び水の給与量及び推定消費 量、投与された医薬品、機械の故障についての記録を含む、 毎日の検査及び重要な出来事に関する記録。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「健康状態の悪化や損傷等の発生の有無、死亡率、対応措置、天気、換気の状態、温度及び湿度、給餌及び給水の回数や量、投与した薬、休息の回数、輸送距離や時間、道具の故障等について記録する。特に、健康状態の悪化や損傷等が発生した場合の状況については、詳細に記録する。」に改めました。</p>
<p>「健康状態の悪化や損傷等の発生の有無、換気の状態、温度・湿度、給餌・給水の回数や量、休憩の回数、輸送距離や時間等について記録する」との記述について、アニマルウェルフェアの観点から適切な回数を明示すべきである。</p>	<p>輸送に関する OIE コードには、 「第 7.3.6 条の 2）</p> <p>i) 旅程記録—罹病率及び死亡率、行われた対応、天候状況、 休息、輸送時間及び距離、飼料及び水の給与量及び推定消費 量、投与された医薬品、機械の故障についての記録を含む、 毎日の検査及び重要な出来事に関する記録。」 と記載されており、具体的な回数等の数値は記載されておりません。輸送時の給餌・給水・休息の回数は、輸送する家畜の状態や輸送時間、天候等によって変化するものであり、一律に数値を記述することは困難であることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。</p>
<p>「出発直前及び運搬中の早い段階に家畜の状態や収容状況等を確認する」との記述について、対処を行わなければいけない基準を明文化すべきである。</p>	<p>輸送に関する OIE コードには、第 7.3.7 条の 3において、「輸送に適さない動物」及び「輸送中に特別な条件（例えば、設備及び車両のデザイン、並びに旅程の長さ）を必要とし、追加的な注</p>

	<p>意が必要とする動物」に関する具体的な例示の記載があります。このため、御意見を踏まえ、「第7 家畜の輸送に関するアニマルウェルフェアの測定指標」を新たに項目として立て、「2 家畜の輸送適合性」に、「(1) 輸送を避けることが望ましい家畜」及び「(2) 輸送中に特別な配慮を行うことが望ましい家畜」において、第7.3.7条の3の記載を追記しました。</p>
<p>2 家畜の取扱い</p> <p>0IEコードに沿って、「逃避ゾーンや社交的なやりとり、その他の振る舞いは動物の種により大きく異なり、ときには同種内でも異なる。ある動物種には有効であった設備と取扱い方法は、しばしば他の種では効果がなかつたり、危険であつたりする」を追記すべきである。</p>	<p>輸送に関する0IEコードには、 「第7.3.2条の1</p> <p>家畜は、人がある一定の距離以上に近づくと逃げようとする。この臨界距離はフライトゾーンと定義され、動物種及び同種であっても個体により異なり、それまでの人の間との接触歴にもよる。人の近くで飼養された動物（すなわち飼いならされた動物）は、フライトゾーンがより小さく、一方、放し飼い又は広大なシステムで飼養された動物は、1m～数mと異なるフライトゾーンを持つ。動物取扱者は、攻撃又は逃亡につながる錯乱状態を引き起こし、アニマルウェルフェアを損なうフライトゾーンへの突然の侵入を避ける。」</p> <p>と記載されています。この記載を踏まえ、原案において既に、「家畜は、境界線（フライトゾーン）を持ち、人が一定の距離を超えて近づくと逃げようとするが、そのフライトゾーンは畜種や個体によって異なる。家畜に近づく、又は捕まえる際は、フライトゾーンを考慮するとともに、突発的な行動や手荒な扱い等を避け、家畜がパニックを起こしたり、転倒、スリップ又は転落することのないよう注意する必要がある。」と記述していることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。</p>
<p>「鶏を捕鳥する場合は」との記述について、捕鳥準備のためのレール敷や枠箱の設置時などに手荒な取り扱いが観察される</p>	<p>輸送に関する0IEコードには、御意見の内容に該当する記述はありませんが、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、</p>

<p>ため、「鶏の捕鳥の準備及び、捕鳥する場合は」に変更すべきである。</p>	<p>「捕鳥のための作業を行う場合には、強い衝撃を与えないよう注意し、コンテナに出し入れする際は、コンテナに挟む、又は骨折させないよう丁寧に取り扱う必要がある（付録IIIを参照）。」に改めました。</p>
<p>【実施が推奨される事項】に、OIE コードに沿って、「積み込みや積み下ろしは的確な管理・監督のもと実施されること」を追記すべきである。</p>	<p>御意見を踏まえ、記述を追記することとし、「第1 家畜の輸送に関する基本事項」の「1 家畜の輸送に携わる者の責務」の記述を整理し、「家畜取扱責任者」の責務として、「積込み及び積下ろしの際、家畜を人道的に取扱い及び世話をすること。」及び「家畜取扱責任者はその責任を果たすため、速やかな行動を取り得る職務権限を有すること。」との記述を追記しました。</p>
<p>【実施が推奨される事項】に、OIE コードに沿って、「動物をつかまえたり持ち上げたりするときは、痛み、または苦しみと身体的ダメージ（例えば、あざ、骨折、脱臼など）を避けるようやり方を用いること。四足の哺乳類の場合、人の手で持ち上げるのは、若い動物か体の小さい種のみにするものとし、またその種に適した方法を用いること。羊毛、体毛、羽毛、足部、首、耳、尻尾、頭、ツノ、肢の1箇所だけで動物をつかまえたり持ち上げたりするのは、痛みや苦しみの原因となり、そうしなければ動物の福祉や人間の安全が損なわれるような緊急時を除き、許されないものとする。</p> <p>また、意識のある動物を投げたり、引きずったり、落下させない。」を追記すべきである。</p>	<p>輸送に関する OIE コードには、 「第 7.3.8 条の 3</p> <p>d) 痛みを伴う行為（鞭を打つ、尻尾をねじる、鼻ねじの使用、目、耳又は外部生殖器を押すことを含む）、又は痛み及び苦しみをもたらす突き棒又はその他の道具（大きな棒、先端の尖った棒、金属のパイプ、柵用のワイヤー又は重い革ベルトを含む）は動物を移動させるために用いない。</p> <p>g) 動物は、痛み又は苦しみ及び身体的損傷（打撲傷、骨折、脱臼等）を避ける方法で捕まえられ、又は持ち上げられる。四足動物の場合、人の手により持ち上げることは、若齢の動物又は小さな種類に限り、その種類に適した方法でのみ用いられる。被毛、羽毛、足、首、耳、尻尾、頭、角、脚だけで動物を捕まえ、又は持ち上げ、痛み又は苦しみをもたらすことは、アニマルウェルフェア又は人間の安全が、そうしなければ損なわれるかもしれない緊急時を除き、許可されない。</p> <p>h) 意識のある動物は、投げられず、引きずられず、落とさ</p>

	<p>れない。」と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「家畜に不要なストレスを与えないよう、不必要的騒音をたてる等の家畜が嫌がる取扱いは避け、損傷（骨折、脱臼、裂傷等）の原因となる手荒な取扱いをせず、十分な時間を確保して作業する。（中略）人が家畜を捕獲する、又は持ち上げる取扱いは、幼畜又は小さい畜種のみ対象とし、それぞれの畜種に適した方法を用いる。家畜の被毛や羽毛、後肢、首、耳、尾部、頭部、角又は前肢のみを掴む、又は持ち上げることは、家畜取扱者の作業上の安全が確保されない場合を除き行わない。意識のある家畜を投げる、引きずる、又は落としてはならない。」に改めました。</p>
<p>「家畜を追い立てる際に道具」に、OIE コードに沿って、「羽根板、プラスチック製の櫂、フラッパー（キャンバス地の短いストラップが一本ついた杖）、プラスチック製バッグ」を追記すべきである。</p>	<p>輸送に関する OIE コードには、 「第 7.3.8 条の 3 c) 有益かつ許可された追い立て道具は、パネル、旗、プラスチックの櫂（かい）、フラッパー（革又は布の短い紐がついた杖）、プラスチックのバッグ及びガラガラを含む。それらは、不必要的ストレスをもたらさずに動物の移動を促し、及び仕向けるために十分な方法で用いられる。」と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「家畜を追い立てる際に道具が必要となる場合、痛みを与える追い立て棒やその他の道具（大きな杖、先の尖った杖、金属製のパイプ、柵用のワイヤー、革製のベルト、鋭い角のあるもの等）を用いてはならず、パネル（板）や旗、音が出る道具等を用いて必要以上のストレスを与えることのないよう家畜の移動を促し、誘導する（付録IVを参照）。」に改めました。</p>
<p>「家畜に損傷を負わせたり、不要な痛みを与えたりする可能</p>	<p>輸送に関する OIE コードには、</p>

<p>性のある道具（先端が尖った棒、鋭い角のあるもの等）の使用は避け、電気棒や電気ムチは、やむを得ない場合を除いて使用しない。」との記述について、OIE コードに沿って、「痛みを伴う手段（鞭打ち、尻尾をねじること、鼻ねじの利用、目・耳・外性器への苦痛）や、痛みと苦しみを伴う突き棒、その他の補助具（長い棒、先のとがった棒、金属パイプ、柵用針金、あるいは重い皮ベルトといったもの）は、動物を動かすのに用いない。」、「また動物を動かすのを促すために、動物に対して過剰にどなったり、大きな騒音をたてたりなど（例えば、鞭をピシッと打つなど）は行わないこと。そのような行動は、動物を興奮させ、押し寄せたり倒れたりする可能性がある。」を追記すべきである。</p>	<p>「第 7.3.8 条の 3</p> <p>d) 痛みを伴う行為（鞭を打つ、尻尾をねじる、鼻ねじの使用、目、耳又は外部生殖器を押すことを含む）、又は痛み及び苦しみをもたらす突き棒又はその他の道具（大きな棒、先端の尖った棒、金属のパイプ、柵用のワイヤー又は重い革ベルトを含む）は動物を移動させるために用いない。」 <p>と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「家畜を追い立てる際に道具が必要となる場合、痛みを与える追い立て棒やその他の道具（大きな杖、先の尖った杖、金属製のパイプ、柵用のワイヤー、革製のベルト、鋭い角のあるもの等）を用いてはならず、パネル（板）や旗、音が出る道具等を用いて必要以上のストレスを与えることのないよう家畜の移動を促し、誘導する（付録IVを参照）。」に改めました。</p> </p>
<p>OIE コードに沿って、「もし動物が反応しなかつたり動かなかつたりした場合には、何か身体的、もしくはそれ以外の障害によって移動が妨げられているのではないかを調査すること」を追記すべきである。</p>	<p>輸送に関する OIE コードには、 <p>「第 7.3.8 条の 3</p> <p>a) 動くための場所がほとんど又は全くない動物は、物理的な強制又は追い立て棒及びその他の動かすことを強制する補助具に課されない。電気追い立て棒及びムチは、特殊な場合にのみ用いられ、動物を移動させるために日常的に用いられない。その使用及び出力は、動物を動かす補助に必要な範囲に制限され、動物が前方に動くための明らかな通路を持つ場合に限り用いられる。追い立て棒やその他の補助具は、動物が反応又は動けない場合、繰り返し使用されない。こうした場合、どのような物理的又は他の障害が、動物を動くことから妨げているかが検証される。」 <p>と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記す</p> </p></p>

	<p>することとし、【実施が推奨される事項】に、「やむを得ず使用する場合、家畜の前方に移動できる空間があることを確認した上で、後軀に当て、目、口、耳、肛門、外部生殖器及び乳房等の敏感な部分に当てないようにするとともに、家畜が反応しない又は移動しない場合、連続して使用せず、家畜の行動等を妨げる要因を確認する。」に改めました。</p>
<p>OIE コードに沿って、「こういった器具の利用を評価するため、電動式の道具で動かせた動物の割合と、その道具の利用の結果、すべったり転倒したりする動物の割合を計測するため、数値採点を用いた実績基準を設けること」を追記すべきである。</p>	<p>輸送に関する OIE コードには、 「第 7.3.8 条の 3</p> <p>i) そのような道具の使用を評価し、また、電気的道具により動物が移動したパーセンテージ及びそれらの使用の結果、動物が滑る又は転倒したパーセンテージを測定するため、数値的な採点方が用いられた成績基準が定められる。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「家畜が転倒、スリップ又は転落することのないよう注意し、電気棒や電気ムチの使用により、家畜が転倒やスリップした頻度を重要なアニマルウェルフェアの指標とする。」に改めました。</p>
<p>3 給餌・給水・休息</p> <p>「全ての家畜が必要な量」を、OIE コードに沿って、「全ての家畜が動物種、年齢、健康状態、および輸送の期間と気象条件等にふさわしい必要な量」に変更すべきである。</p>	<p>輸送に関する OIE コードには、 「第 7.3.5 条の 7</p> <p>a) 旅程の期間、天候等だけではなく、動物の種類、年齢及び状態に見合ったかつ必要に応じた適切な水及び飼料を利用できる。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「給餌、給水及び休息の必要性は、輸送する家畜の種類、年齢及び状態や輸送時間、天候等によって影響されるため、輸送行程計画を作成する際に、家畜が適切かつ必要な飼料及び水を利用できるよう、休息を与</p>

	<p>れる回数や間隔を適切に設定する。輸送中に給餌又は給水を行う場合、全ての家畜が畜種、年齢、健康状態、輸送時間、天候等に応じて必要な量を摂取できるようにし、家畜に過度な闘争が起こらないよう、給餌及び給水方法に応じて適切な空間が確保されているかどうかをよく観察し、適切に対応する（付録Vを参照）。」に改めました。</p>
<p>長時間の輸送の際に、給餌・給水を行う場合、飼料や水の品質管理を適切に行う必要がある。また、運転手の拘束時間が長くなり、長距離輸送ができなくなる可能性がある。その結果として、輸送効率の低下、輸送コストの上昇が予想される。従って、輸送実態を十分に確認する必要がある。</p>	<p>輸送に関するOIEコードには、 「第7.3.5条の2</p> <p>a) 全ての動物にとって、長い旅程の間の休息のための停車は、各動物の飼料及び水の必要性を満たすために十分に長いことが不可欠である。」</p> <p>と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追加することとし、【実施が推奨される事項】を、「輸送行程計画を作成する際に、家畜が適切かつ必要な飼料及び水を利用できるよう、休息を与える回数や間隔を適切に設定する。輸送中に給餌又は給水を行う場合、全ての家畜が畜種、年齢、健康状態、輸送時間、天候等に応じて必要な量を摂取できるようにし、（以下略）」に改めました。</p> <p>また、長距離輸送に伴う家畜の負担軽減、輸送コストの低減及びその効率の確保に向け、農林水産省では、各地域の食肉処理施設及び家畜市場の整備への支援を行ってきたところです。輸送実態を十分に確認する必要があるとの御意見は、農林水産省としても同じ認識であり、令和5年度畜産業振興事業において、預託牛輸送のモーダルシフトの実証のために必要な経費を計上しているところです。</p>
<p>8時間を超えて輸送する場合は、必ず給餌と給水のための休息時間を設けるべきである。長時間という記載では不明瞭である。</p>	<p>輸送に関するOIEコードには、長距離輸送について具体的な距離や時間に関する数値は示されていませんが、 「第7.3.5条の3</p>

<p>「長時間」には目途の時間を設定すべきである。出す側、運ぶ側、受け取る側のそれぞれの見解でどうにでも解釈されてしまう。</p>	<p>家畜の輸送の最長時間は以下の指標を踏まえて破断する：</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 輸送を予定している家畜の輸送に伴うストレスに対処する能力（例えば、幼齢、老齢、泌乳中又は妊娠中の家畜） b) 輸送を予定している家畜の過去の輸送に関する経験 c) 疲労の開始の見込み d) 特別な配慮の必要性 e) 給餌及び給水の必要性 f) 損害及び疾病への感受性の増加 g) 空間的ゆとり、輸送車両の設計、道路状況、運転の質 h) 天候 i) 使用する輸送車両のタイプ、横断する地形、路面状況及び道路の質、運転者の技術や家畜輸送の経験」 <p>と記載されています。このため、御意見を踏まえ、「第7 家畜の輸送に関するアニマルウェルフェアの測定指標」を新たに項目として立て、「4 家畜を連続して輸送した場合、休憩を要する長時間輸送に相当するかを判断するための指標」において、第7.3.5条の3の記載を追記しました。また、</p> <p>「第7.3.9条の6</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 輸送中の動物は、旅程中に適切な間隔で休憩させられ、車両上か、必要な場合は適切な施設に積み下ろされ、飼料及び水が与えられる。 b) 休憩に動物の積降ろしが必要な場合、経路途中の適切な施設が利用される。これらの施設は、特定の動物の種類の必要性を満たし、全ての動物の飼料及び水の利用を可能とする。」 <p>と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、「第3 輸送する家畜の管理方法」の「3 給餌・給水・休息」の【実施が推奨される事項】に、「休憩場所では、</p>
---	--

	<p>給餌及び給水を行うこととし、畜種などを考慮し、必要があれば家畜を輸送車両等から経路上の適切な施設等に積み下ろす。」に改めました。</p> <p>長時間の輸送とあるが、短時間でも適切に給餌・給水・休息は必ず義務化すべきである。</p> <p>輸送に関するOIEコードには、「第7.3.5条の7</p> <p>a) 旅程の期間、天候等だけではなく、動物の種類、年齢及び状態に見合ったかつ必要に応じた適切な水及び飼料を利用できる。」</p> <p>と記載されています。この記載を踏まえ、原案において既に、【実施が推奨される事項】に、「給餌、給水及び休息の必要性は、輸送する家畜の種類、年齢及び状態や輸送時間、天候等によって影響されるため、輸送行程計画を作成する際に、家畜が適切かつ必要な飼料及び水を利用できるよう、休息を与える回数や間隔を適切に設定する。」と記述していることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。</p>
<p>4 疾病・事故等の措置</p> <p>「輸送中に疾病に罹患したり、損傷したりした家畜を確認した場合は、可能な限り他の家畜と隔離し」との記述について、「可能な限り」を、OIEコードに沿って削除すべきである。</p>	<p>輸送に関するOIEコードには、「第7.3.9条の4</p> <p>b) 疾病に罹患した、又は損傷を受けた動物は、分離される。」と記載されています。このため、御意見を踏まえ、【実施が推奨される事項】を、「輸送中に疾病に罹患し、又は損傷した家畜を確認した場合、他の家畜と隔離し、(以下略)」に改めました。</p>
<p>【実施が推奨される事項】に、OIEコードに沿って、「動物が疲労、怪我、または病気のため歩くことができなくなっているような場合には、輸送車上でその動物を治療、あるいは殺処分するのが福祉の面で最良である可能性もある」を追記すべきである。</p>	<p>輸送に関するOIEコードには、「第7.3.10条の2</p> <p>a) 旅程中に、疾病に罹患した、損傷した、又は身体障害となつた動物は、適切に治療されるか又は人道的に殺処分される(第7.6章を参照)。必要があれば、これらの動物の世話を又は治療において、獣医上の助言が求められる。疲労、損傷</p>

	<p>又は疾病により動物が歩行困難となった場合には、車両の上で治療され、又は殺処分されることがウェルフェアにとって、最善となることもある。」と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「輸送中に疾病に罹患し、又は損傷した家畜を確認した場合、他の家畜と隔離し、輸送行程計画において策定した緊急対応計画を踏まえ、必要に応じ獣医師等と相談の上、治療や安楽死を行うなど適切に対応する。」に改めました。</p>
<p>「殺処分が必要な場合は、獣医師等の助言に従い、可能な限り迅速に行う。」との記述について、OIE コードに沿って、「動物に苦痛を与える前に殺処分できる設備とその能力を有したスタッフの提供を行う」を追記すべきである。</p>	<p>輸送に関する OIE コードには、 「第 7.3.3 条の 5）</p> <p>旅程の開始時及び終了時並びに休憩地点の施設の管理者は、以下について責任を負う。(中略)</p> <p>g) 必要な時は、動物を人道的に殺意処分できるよう、施設及び能力のあるスタッフを提供すること。」</p> <p>と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、「輸送中の家畜のアニマルウェルフェアに配慮するため、必要に応じて安楽死できる施設等とスタッフを準備することも有益である。」との記述を追記しました。</p>
<p>【実施が推奨される事項】に、OIE コードに沿って、「目的地にて、輸送側の動物取扱者、または運転手は、病気、怪我、または障害を負った動物の福祉に関する責任を、獣医、または他の適任者へ確実に移譲すること」を追記すべきである。</p>	<p>輸送に関する OIE コードには、 「第 7.3.10 条の 2</p> <p>b) 到着地において、輸送中の動物取扱者又は運転者は、疾病に罹患した、損傷を受けた、又は身体障害となった動物のウェルフェアに関する責任が、獣医師又はその他の適切な者に委ねられることを確保する。」</p> <p>と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「輸送中に疾病に罹患し、又は損傷した家畜を確認した場合、他の家畜と隔離し、輸送</p>

	行程計画において策定した緊急対応計画を踏まえ、必要に応じ獸医師等と相談の上、治療や安樂死を行うなど適切に対応する。また、輸送中に損傷や疲労等によって動けなくなった家畜を積み下ろす場合、可能な限り苦痛の少ない方法を用い、疾病や損傷を受けた家畜に適した隔離された区画やその他の適切な施設等に収容する。(中略) 到着地において、家畜取扱責任者又は運転手は、病気に罹患し、又は損傷を受けた家畜を獸医師又は適切な者の元に移送する。」に改めました。
--	--

5 清掃・消毒

家畜の輸送に用いる車両等の家畜と接触する部分については、(略) 掃除、洗浄及び消毒を行い、清潔に保つ。そのため、家畜の積み下ろしが行われる場所等には、輸送に用いた車両等の清掃、洗浄、消毒が行える場所を設ける。と記載がある。

車両等の清掃、洗浄、消毒を誰の責任で誰が行うのか、具体的に記載すべきである。また、車両等の清掃、洗浄、消毒が行える場所については、新たに設ける必要はないと分かるように、記載内容を工夫すべきである。

車両等の清掃、洗浄、消毒について、誰の責任で誰が行うのかについては、車両の所有者や借受者など輸送行程によって責任者が異なることが想定されるため、本指針において具体的に一律に記述すること困難であることに御理解をお願いします。

また、車両等の清掃、洗浄及び消毒が行える場所について、現在、敷地内や近隣に適切な場所が存在しないのであれば、新たに清掃等が行える場所を設けていただく必要があります。

6 防疫措置

【実施が推奨される事項】に、OIE コードに沿って、「動物の輸送が原因で発生する病気のリスクの大きさを測るため、また目的地にて輸送した動物の隔離が必要かどうかの検討のため、以下の点を考慮すべきである。

- a) 異なる産地からの動物や、異なる病歴の動物を含め、動物同士の接触の増加
- b) 病原菌の発散の増加、また免疫抑制を含め、ストレスや、病気への防御力の低下に関連する伝染病の感染性の増加
- c) 輸送車、休憩地点、市場等々を汚染する可能性のある病原菌への動物の露出」を追記すべきである。

輸送に関する OIE コードには、
「第 7.3.10 条の 3

動物の輸送を原因とする疾病リスクの拡大及び到着地における輸送された動物の分離の必要の可能性に対応するに当たり、以下について考慮される。

- a) 異なる産地からの異なる病歴を有する動物を含む、動物間の接触の増加
- b) ストレス及び免疫抑制を含む疾病に対する低下した防御機能に関連した病原体の排出量の増加及び感染への感受性の増加

	<p>c) 車両、休息地点、市場等を汚染する病原体への動物の暴露」と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】に、「家畜の輸送による疾病リスクの拡大及び到着地における輸送した家畜の隔離の必要性に対応するに当たり、生産地や病歴の異なる家畜の接触の増加、ストレス等による病原体の排出量の増加や感染への感受性の増加、家畜の車両や休息場所を汚染している病原体への暴露等を考慮する。」との記述を追記しました。</p>
<p>第4 輸送中の環境</p> <p>1 気象環境</p> <p>【実施が推奨される事項】を、OIE コードに沿って、「暑い天候及び温暖な天候では、輸送中の停泊時間は最小にし、輸送車の駐車は日陰の下、適切な換気がなされた状態で行われること」にすべきである。</p>	<p>輸送に関する OIE コードには、 「第 7.3.9 条の 3</p> <p>b) 暑熱及び温暖な天候時における車両又はコンテナの内部の環境は、車両の移動に伴って作り出される空気の流れにより制御可能である。温暖及び暑熱な天候時において、旅程の停止期間は最小限にされ、車両は、十分かつ適切な換気を施して日陰に停車される。」</p> <p>と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「家畜にとって暑すぎる場合、直射日光を防ぎ、扇風機等により送風する、細霧システムを導入する、涼しい夜間に輸送する等の暑熱対策を行い、可能な限り適温を維持する。駐停車する際は、駐停車時間を短くし、適切に換気が行われる環境下で直射日光を避け駐停車する。」に改めました。</p>
<p>豪雨、高温多湿時に対応して、家畜の輸送車両は家畜用のエアコンの設置義務を負わせるべきである。</p>	<p>輸送に関する OIE コードには、 「第 7.3.5 条の 4</p> <p>e) 車両やコンテナは、気候の変化及び輸送される動物の種</p>

	<p>類による体温調節の必要性を満たす適切な換気が行われる。換気システム（自然又は機械）は、車両が停止時も有効であり、空気の流れが調整可能である。」</p> <p>と記載され、輸送車両への家畜用エアコンの設置は必須事項とはなっておりません。しかし、御意見を踏まえ、暑熱時の換気について記述を追記することとし、「第4 輸送中の環境」の「2 換気」の【実施が推奨される事項】を、「輸送中は、積込み作業中も含め常に新鮮な空気を供給できるようにし、余分な熱、湿気、発生したアンモニア、一酸化炭素、二酸化炭素やほこり等が家畜を収容した場所から排出されるよう、輸送中の気温の変化や輸送する畜種の体温調整の必要も踏まえ、適切に換気を行い、有害なガス等の濃度の上昇を避ける。その際、暑熱時における換気は、熱の排出や体熱放散を助ける効果もあることから、各家畜の対流冷却を可能とするよう、適切に換気を行う。特に、閉鎖された空間内に家畜を収容して輸送する場合、換気や温度調整が確実に行えるよう、換気扇や扇風機等を適切に配置する又は強制換気システムを導入するなどにより、新鮮な空気を供給する（付録VIを参照）。」に改めました。</p>
<p>家畜にとって暑すぎる場合はとありますが、適切な温度を定義すべきである。</p>	<p>輸送に関するOIEコードには、各畜種にとって適切な温度について具体的な数値は記載されていませんが、御意見を踏まえ、これまでに得られている知見を、「家畜の飼養管理等に関する技術的な指針に関するQ&A」において紹介していますので、御参考下さい。</p>
<p>2 換気</p> <p>OIEコードに沿って、「積み上げ中及び輸送中は換気を行い、新鮮な空気の供給、過剰な熱、湿気、有害な蒸気（アンモニアや一酸化炭素など）の除去、並びにアンモニアと二酸化炭素の蓄積防止をすること」を追記すべきである。</p>	<p>輸送に関するOIEコードには、</p> <p>「第7.3.8条の2</p> <p>c) 積込及び旅程の間の換気は、新鮮な空気を供給し、過剰な熱、湿気及び有毒ガス（アンモニア及び一酸化炭素）を除去</p>

	<p>し、アンモニア及び二酸化炭素の蓄積を防ぐ。温暖又は暑熱の状況下において、換気は、各動物の適切な対流冷却ができるようにする。場合によっては、適切な換気は、動物の空間的ゆとりの増加により達成されることがある。」と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追加することとし、【実施が推奨される事項】に、「輸送中は、積込み作業中も含め常に新鮮な空気を供給できるようにし、余分な熱、湿気、発生したアンモニア、一酸化炭素、二酸化炭素やほこり等が家畜を収容した場所から排出されるよう、輸送中の気温の変化や輸送する畜種の体温調整の必要も踏まえ、適切に換気を行い、有害なガス等の濃度の上昇を避ける。その際、暑熱時における換気は、熱の排出や体熱放散を助ける効果もあることから、各家畜の対流冷却を可能とするよう、適切に換気を行う。」に改めました。</p>
<p>【実施が推奨される事項】に、OIE コードに沿って、「換気装置（天然、あるいは機械的なもの）は輸送車が停泊中に稼働できること。また空気流量は調整可能であること」を追記すべきである。</p>	<p>輸送に関する OIE コードには、 「第 7.3.5 条の 4 e) 車両やコンテナは、気候の変化及び輸送される動物の種類による体温調節の必要性を満たす適切な換気が行われる。換気システム（自然又は機械）は、車両が停止時も有効であり、空気の流れが調整可能である。」と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「車両、船舶等には、駐停車中等であっても換気が可能なシステムを導入する。駐停車中等に外部からの新鮮な空気の供給量が減ることが見込まれるシステムについては、換気の状態を確認し、空気の流量等を調節する。」に改めました。</p>
<p>3 収容スペース 「常に新鮮な空気を供給できる高さを確保する。」の後ろ</p>	<p>輸送に関する OIE コードには、</p>

<p>に、OIE コードに沿って、「家禽類の場合、日本のように湿度と温度が上がる地域では、頭を冷やせるだけの適切な頭上スペースがあれば、家禽類にとって利となる」を追記すべきである。</p>	<p>「第 7.3.5 条の 6 e) 热帶及び亜热帶の条件では、頭部の冷却を確保するため、十分な頭上の空間を有することから恩恵を受ける。 (研究中)」 と記載されています。御意見については、OIE コードにおいても、研究中との位置付けであることから、本指針において記述することが困難であることについて御理解をお願いします。</p>
<p>「鶏は観察や疾病の防止、緊急時の対応のために、出荷カゴに詰め込み過ぎず、適度なゆとりを持たせる」を追記すべきである。</p>	<p>輸送に関する OIE コードには、御意見の内容に対応する記載はありませんが、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「家畜取扱責任者は、家畜を輸送車両等に積み込む前によく観察し、1頭又は1羽当たりの収容スペースの広さ等が適切となるよう、積み込む家畜の頭数やその収容場所を決定する。」に改めました。</p>
<p>輸送トラックの1頭当たりの必要な収容スペースを確保するには、現行の輸送頭数より減少させる必要があることから、トラックの台数増加及び運転手の確保が課題となり、コストの増加につながることが予想される。</p>	<p>アニマルウェルフェアに配慮した輸送を適切に実施することによるコストの増加等については、農林水産省が主催する「アニマルウェルフェアに関する意見交換会」や国の補助事業により、アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理の取組を推進する重要性やアニマルウェルフェアの水準の向上に伴う費用の負担の必要性について、消費者や流通関係者等に御理解いただくための努力を行っていく考えです。</p>
<p>【将来的な実施が推奨される事項】に、「輸送車両内で進行方向に対して家畜を直角に繫留して輸送する方法、急停車時に足に怪我を負う可能性、家畜の身体を進行方向と同じ向きに伏せた状態で輸送する方法等の研究が必要である。」と追記すべきである。</p>	<p>輸送に関する OIE コードには、御意見の内容に対応する記載はありませんが、 「第 7.3.5 条の 6 b) 車両上又はコンテナ内で必要とされる空間は、動物が横臥（例えは、牛、羊、豚、ラクダ及び家きん）又は立位（馬）する必要があるか、又はないかに依拠する。横臥する必要がある動物は、初めて積込まれた時又は車両があまりに多い横方向の揺れ又は急ブレーキと共に運転される時</p>

	<p>は、しばしば立位となる。</p> <p>c) 動物が横臥している時、全ての動物が、互いに積み重ならず、必要な体温調節ができ、通常の横臥の姿勢をとることができる。</p> <p>d) 動物が立位でいる時、気候及び輸送される動物の種類に対して適切なバランスの取れた姿勢を取るために十分な空間を保有する。」</p> <p>と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「家畜を立位で輸送する場合、家畜が自ら気候や品種に適したバランスポジションを確保できる十分な空間を確保する。家畜を横臥又は伏臥で輸送する場合、体温調整ができるようにするとともに、全ての家畜が互いに重ならないようとする。」に改めました。</p>
--	---

<p>4 照明</p> <p>「照明の位置を変えるなどの工夫が推奨される」との記述については、OIE コードに沿って、「照明の位置を変えるなどの工夫をする」に変更すべきである。</p> <p>また、OIE コードに沿って、「動物の目を直接照らさない」を追記するべきである。</p>	<p>輸送に関する OIE コードには、 「第 7.3.2 条の 2</p> <p>a) 光沢のある金属又は濡れた床の反射－照明器具を動かす、又は照明を変更する。</p> <p>b) 暗い入口－近づいてくる動物の目に直接射し込まない間接照明で明るくする。」</p> <p>と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、「金属の光沢や濡れた床の反射光等は、家畜が立ち止まり、移動を躊躇する原因となるため、照明の位置を変えるなどの工夫が推奨される。また、暗い通用口では、照明が家畜の目を直接照らすことがないよう、間接照明を用いることも有用である。」に改めました。</p>
---	---

<p>5 騒音・臭い</p> <p>OIE コードに沿って、「家畜は、人間よりも広い範囲に渡る周</p>	<p>輸送に関する OIE コードには、</p>
---	--------------------------

<p>波数を聞き取ることができ、高周波域にはより敏感である」を追記すべきである。</p>	<p>「第 7.3.2 条の 1 家畜は、人間より広い範囲の周波数を聞き取ことができ、また、高い周波数により敏感である。動物は、繰り返される大きな騒音又は突然の騒音により怖がらせられる傾向があり、それらは動物にパニックを引き起こすことがある。動物を取り扱う際は、このような騒音に対する感受性も考慮する。」と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、「家畜は、人間よりも広範囲の周波数の音を聞き取ることが可能であり、高周波の音に敏感である。このため、過度な騒音、突然の騒音及び高周波の音は、家畜が驚き事故を招くおそれや家畜が不安や恐怖を感じ、休息をとれずにストレス状態に陥るおそれがあるため、発生を防止する必要がある。」に改めました。</p>
<p>【実施が推奨される事項】に、OIE コードに沿って、「ネガティブな反応を示した臭いについては、家畜を管理する際に考慮を入れる、輸送車とコンテナは排せつ物の密閉が可能なように設計し、また排せつ物は必要に応じて取り除く」を追記すべきである。</p>	<p>輸送に関する OIE コードには、 「第 7.3.2 条の 1 家畜は、臭いに対して極めて敏感だが、輸送中に遭遇した臭いに対して、動物は異なる反応をすることがある。ネガティブな反応を引き起こす臭いは、動物を管理する時、考慮する。」「第 7.3.5 条の 4 c) 輸送中の感染性疾病的まん延の可能性を最小限にするため、車両及びコンテナは、徹底した洗浄及び消毒、及び旅程中の糞尿の封じ込めができるよう設計される。」と記載されています。この記載を踏まえ、原案において既に、「第 3 輸送する家畜の管理方法」の「5 清掃・消毒」の【実施が推奨される事項】に、「家畜にとって快適な環境を提供するため、また、輸送中の疾病、損傷等の発生予防の観点や、伝染性疾病等のまん延防止の観点からも、家畜の輸送に用いる車両、コンテナ及び船舶等の家畜と接触する部分等について、家畜の</p>

	<p>輸送前にあらかじめ疾病の伝搬を防止するために適した方法で家畜排せつ物等を除去する等、掃除、洗浄及び消毒をしっかりと行い、清潔に保つ。」、「第4 輸送中の環境」の「5 騒音・臭い」の【実施が推奨される事項】に、「家畜が不快に感じる臭いを可能な限り防止する。」、「第5 輸送のための施設等の構造」の「2 車両・コンテナ・船舶等」の【実施が推奨される事項】に、「伝染性疾病等のまん延の防止や周辺環境への配慮から、徹底した洗浄や消毒が可能な構造とし、輸送中に排せつ物等が外部に流出しないように設計する。」と記述していることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。</p>
<p>第5 輸送のための施設等の構造</p> <p>1 積込み・積下ろしのための施設</p> <p>(1) 待機場所・積下ろし場所</p> <p>0IE コードに沿って、 「積込み・積下ろしは的確な管理・監督の下、実施される。」、 「動物の積み上げ・積み下ろしのための適切な訓練を受けたスタッフを確保する」、「動物によっては、自分の個人スペースを自分で制御したがるものもいるということを、積上げ・積下ろし設備、輸送車やコンテナの設計時に考慮する」を追記すべきである。</p>	<p>輸送に関する 0IE コードには、 「第7.3.3条の 1)</p> <p>d) 動物の積込み及び積下ろしの間、適切な数の動物取扱者の配置」</p> <p>「第7.3.2条の 1</p> <p>いくつかの動物の自身の個体空間の制御要求は、積込み及び積下ろしの施設、輸送船及びコンテナの設計において考慮される。」</p> <p>「第7.3.8条の 1</p> <p>b) 積込みは、動物取扱者により監督され及び／又は実施される。動物は、静かにかつ不必要的騒音、強制なしに行われる。訓練されていない補助員又は見物者は、作業を妨げない。」</p> <p>「第7.3.10条の 1</p> <p>a) 第7.3.8条において詳述されている、必要とされる施設</p>

	<p>及び動物の取扱いの原則は、積下ろしに対して等しく適用されるが、動物が疲労している可能性が考慮される。」と記載されています。この記載を踏まえ、原案において既に、「第3 輸送する家畜の管理方法」の「2 家畜の取扱い」の【実施が推奨される事項】に、「家畜を積み込む又は積み下ろす、家畜を移動させる又は捕まえる場合、家畜取扱者を家畜の頭羽数等に応じた人数確保する。補助員等を作業に参加させる場合、訓練されていない者が作業を遅らせることにならないよう注意する。また、家畜に不要なストレスを与えないよう、不必要的騒音をたてる等の家畜が嫌がる取扱いは避け、損傷（骨折、脱臼、裂傷等）の原因となる手荒な取扱いをせず、十分な時間を確保して作業する。」、「第5 輸送のための施設等の構造」の「2 車両・コンテナ・船舶等」の【実施が推奨される事項】に、「家畜の輸送に使用する車両、コンテナ及び船舶等は、パーソナルスペースの確保を望む家畜が存在することを設計段階において考慮し、家畜を悪天候から保護し家畜の逃亡の可能性が最小限となるよう設計する。輸送する家畜の種類、年齢及び体重に適した構造及び設備を備え、家畜の適切な取扱いを可能とし、機能的にも構造的にも適切な状態で運用できるよう維持管理する。」と記述していることから、原案の記述の維持に御理解をお願いします。</p>
<p>「必要に応じて、給餌・給水ができるようにする。」との記述について、OIE コードに沿って、「全ての動物に対して、給餌・給水ができるようにする。」と変更すべきである。</p>	<p>輸送に関する OIE コードには、 「第7.3.10条の 1 c) 施設は、全ての動物に対し、適切な世話、快適で適切な空間、換気、飼料（必要な場合）や水の利用及び極端な天候からの避難場所を提供する。」 と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「待機時間や輸送にか</p>

	<p>かる時間が長期にわたるため給餌及び給水が必要な場合、全ての家畜に適切に給餌及び給水を行う。」に改めました。</p>
<p>(2) 通路・傾斜路</p> <p>【実施が推奨される事項】に、OIE コードに沿って、「動物用通路などの設備は、寸法、勾配、塗装、するどい突起がないこと、床面、等々の点で、動物の生理的 requirement や能力を考慮した設計・構築をされる」を追記すべきである。</p>	<p>輸送に関する OIE コードには、 「第 7.3.8 条の 2</p> <p>a) 収集区域、経路、積込みのためのスロープを含む積込みのための施設は、大きさ、スロープ、表面、鋭利な突起物がないこと、床等に関し、動物の必要性及び能力を考慮し、設計及び建設される。」</p> <p>と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「家畜の積込み及び積下ろし、輸送のために家畜を移動させる通路や傾斜路は、輸送に使用する車両やコンテナ等に円滑に家畜を収容するため、利用する家畜に適した構造（通路の幅、壁や柵の高さ、安全で滑らない床、障害物や鋭い突起物がない等）とともに、家畜の能力、性質、基本的な行動様式等を考慮し、傾斜の角度や傾斜路側面からの落下防止等に注意して設計し、整備する。」に改めました。</p>
<p>「同じ場所で立ち止まったり、引き返したりする」理由に、OIE コードに沿って、「動物の前方に向かって動いてくる人や設備、行き止まり、金属製の物体がたてるガランガランという音」を追記すべきである。</p>	<p>輸送に関する OIE コードには、 「第 7.3.2 条の 2</p> <p>c) 動物が前方に移動する人及び設備を見る - 傾斜路及び通路への頑丈な側壁の設置又は遮蔽版の設置</p> <p>d) 行き止まり - 可能であれば、通路を曲げるか又は錯覚の通路を作成することにより防ぐ。</p> <p>h) 金属物質の大きな騒音 - 金属と金属の接触を減らすため、門及び他の設備にゴム製の止め具を取り付ける。」</p> <p>と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「家畜が通路や傾斜路</p>

	<p>を移動する際、同じ場所で立ち止まつたり引き返したりする場合、傾斜の角度や家畜の進行方向の障害物や行き止まり、床の大きな段差、暗い場所への移動、金属の光沢や濡れた床の反射光、機械装置の音や扇風機の風、作業員の動線等が影響している可能性があるため、その影響を可能な限り小さくする。」に改めました。</p>
<p>2 車両・コンテナ・船舶等</p> <p>【実施が推奨される事項】に、「OIE コードに沿って、「輸送車とコンテナは、気候の変化に対処できるように、また輸送する動物種の温度調整の必要性を満たせるように、適切な換気装置を備える。換気装置（天然、あるいは機械的なもの）は輸送車が停泊中に稼働できること。また空気流量は調整可能である。」を追記すべきである。</p>	<p>輸送に関する OIE コードには、 「第 7.3.5 条の 4</p> <p>d) 車両及びコンテナは、良好な機能的及び構造的状態で維持管理される。</p> <p>e) 車両やコンテナは、気候の変化及び輸送される動物の種類による体温調節の必要性を満たす適切な換気が行われる。換気システム（自然又は機械）は、車両が停止時も有効であり、空気の流れが調整可能である。」</p> <p>と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、「第 4 輸送中の環境」の「2 換気」の【実施が推奨される事項】を、「輸送中は、積込み作業中も含め常に新鮮な空気を供給できるようにし、余分な熱、湿気、発生したアンモニア、一酸化炭素、二酸化炭素やほこり等が家畜を収容した場所から排出されるよう、輸送中の気温の変化や輸送する畜種の体温調整の必要も踏まえ、適切に換気を行い、有害なガス等の濃度の上昇を避ける。その際、暑熱時における換気は、熱の排出や体熱放散を助ける効果もあることから、各家畜の対流冷却を可能とするよう、適切に換気を行う。特に、閉鎖された空間内に家畜を収容して輸送する場合、換気や温度調整が確実に行えるよう、換気扇や扇風機等を適切に配置する又は強制換気システムを導入するなどにより、新鮮な空気を供給する（付録VIを参</p>

	<p>照)。車両、船舶等には、駐停車中等であっても換気が可能なシステムを導入する。駐停車中等に外部からの新鮮な空気の供給量が減ることが見込まれるシステムについては、換気の状態を確認し、空気の流量等を調節する。」に改めました。</p>
<p>【実施が推奨される事項】に、「OIE コードに沿って、「必要性があれば、適切な寝床を輸送車の床に追加し、排泄物の吸収を補ったり、動物が滑って転ぶのを最小限に抑えたり、動物（特に若い動物）を固い床面や悪天候から守る」を追記すべきである。</p>	<p>輸送に関する OIE コードには、 「第 7.3.5 条の 4 i) 適切な場合には、糞尿の吸収を補助し、動物によるスリップを最小限に抑え、動物（特に若い動物）を固い床表面及び悪天候から保護するため、車両の床に適切な敷料が追加される。」</p> <p>と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「家畜と接触する部分は、突起物等による損傷を防止し、床は、平滑でスリップ等によって損傷しない構造を選択し、排せつ物の吸収、固い床面や悪天候からの家畜の保護のために必要に応じて敷料を入れるなど、家畜と家畜取扱者等が損傷をしないよう配慮する。」に改めました。</p>
<p>「敷料を乾燥し清潔にする」、「避難計画の下、非常時に備えて冷暖房や自動給水用の自家電源や食糧、水を確保する」、「過密飼育は、感染症を引き起こしやすい」、「移動ドライバー、飼養員、外部作業者もアニマルウェルフェアの手技や指針の内容を習得し、そうでない場合は関わらせてはいけない」ことを追記すべきである。</p>	<p>輸送に関する OIE コードには、 「第 7.3.5 条の 4 i) 適切な場合には、糞尿の吸収を補助し、動物によるスリップを最小限に抑え、動物（特に若い動物）を固い床表面及び悪天候から保護するため、車両の床に適切な敷料が追加される。」</p> <p>「第 7.3.5 条の 10 旅程中に遭遇するかもしれない重要かつ有害な事象及び各事象への対応手順及び緊急時に採られる行動を特定した緊急管理計画が整備される。」</p> <p>「第 7.3.2 条の 1</p>

動物取扱者は、家畜の取扱い及び移動について経験が豊富で有能であり、動物の行動パターン及び自身の職務の遂行に必要な基本原則を理解する。」

と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、【実施が推奨される事項】を、「家畜と接触する部分は、突起物等による損傷を防止し、床は、平滑でスリップ等によって損傷しない構造を選択し、排せつ物の吸収、硬い床面や悪天候からの家畜の保護のために必要に応じて敷料を入れるなど、家畜と家畜取扱者等が損傷をしないよう配慮する。」に、「第6 アニマルウェルフェアの状態確認等」の「2 緊急時の対応」の【実施が推奨される事項】を、「輸送中の急激な天候悪化等による遅延や、車両事故等の緊急事態に対応し、家畜の健康、安全及びアニマルウェルフェアへの悪影響を可能な限り小さくするため、緊急時の対策や連絡先等を記載した危機管理マニュアル等を作成し、これについて輸送に携わる者は習熟する。」に、

「第1 家畜の輸送に関する基本事項」の「1 家畜の輸送に携わる者の責務」の【実施が推奨される事項】を、「家畜取扱責任者は、日頃から必要に応じて、獣医師等のアドバイスも受けながら、家畜の基本的な行動様式や移動する際の家畜の習性、家畜にとっての適切な環境、健康状態の判断方法、疾病の発生予防等に関する知識を習得し、本指針に記載されている事項について、その迅速な実践に必要な知識と能力及び職務権限を有し、適切な家畜の輸送と管理に責任を持つ。」に、それぞれ改めました。

付録III 鶏の捕鳥方法

「捕鳥する際は、両手又は片手で、体又は翼の付け根を持つことが重要である。」の「片手」を削除すべきである。片手で翼の付け根を持つと、特に体重の重いブロイラーなどではミシッ

輸送に関するOIEコードには、
「第7.3.8条の3
g) 動物は、痛み又は苦しみ及び身体的損傷（打撲傷、骨折、

と骨が外れたような音がし、鶏は苦痛を訴える。必ず両手で捕鳥する必要がある。

脱臼等) を避ける方法で捕まえられ、又は持ち上げられる。四足動物の場合、人の手により持ち上げることは、若齢の動物又は小さな種類に限り、その種類に適した方法でのみ用いられる。被毛、羽毛、足、首、耳、尻尾、頭、角、脚だけで動物を捕まえ、又は持ち上げ、痛み又は苦しみをもたらすことは、アニマルウェルフェア又は人間の安全が、そうしなければ損なわれるかもしれない緊急時を除き、許可されない。」

と記載されています。

また、OIEコード「第7.10章 アニマルウェルフェアとブロイラー生産システム」には、

「第7.10.4条の2

q) 捕鳥は、熟練した動物飼養管理者が実施し、各試みはストレス及び恐怖反応並びに損傷を最小限に抑えるように努める。ブロイラーが捕鳥中に損傷した場合は、人道的に殺処分される。

ブロイラーは、首又は翼により持ち上げられない。」

と記載されています。このため、御意見を踏まえ、記述を追記することとし、「捕鳥する際は、ストレス及び恐怖反応並びに損傷を最小限に抑えるよう、注意深く体又は翼の付け根を持つことが重要である。首又は翼の先端を持って持ち上げないように注意する必要がある。」に改めました。

付録X チェックリスト

チェックのタイミングや実施頻度や、各間に1頭でも対象牛が確認された場合に、はいにチェックをするのか等、チェックリストの活用方法について具体的に示すべきである。

また、チェックリストは誰の責任（出発側・到着側・輸送会

付録Xの「家畜の輸送に関する技術的な指針チェックリスト」は、指針とは別に示すこととし、指針から削除することとした。

社) で作成・確認・保管するのか示すべきである。